	Ｒ　基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値（単位　一時間につきミリメートル。洪水到達時間は十分とする。）
	Ａ　行為区域の面積（単位　平方メートル）
二　（略）	
3　（略）	

（基準降雨の指定に関する細目）

第二十一条　都道府県の長は、当該都道府県の区域内において特定都市河川及び特定都市河川流域が指定される場合（指定が変更される場合を含む。）においては、あらかじめ、当該特定都市河川の河川管理者及び当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者の意見を聴いた上で、法第三条第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の公示の日において、当該特定都市河川流域における基準降雨を定め、当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により公示しなければならない。この場合において、都道府県の長は、必要があると認めるときは、当該特定都市河川流域における降雨の特性を勘案し、当該特定都市河川流域を二以上の区域に区分して、それぞれの区域ごとに基準降雨を定めることができる。

2　（略）

（技術的基準の強化に関する細目）

第二十二条　令第十条第一号の強化降雨は、その降雨強度値がいずれかの時間帯において同一時間帯における基準降雨の降雨強度値を超える降雨とし、法第三十三条第一項の条例において、降雨強度値の十分ごとの推移を表により示すものとする。

2　（略）

（強化降雨の上限に関する細目）

第二十三条　強化降雨は、その降雨強度値がいずれの時間帯においても同一時間帯における流域水害対策計画において定められた都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨の降雨強度値を超えないものでなければならない。

（削る）

（削る）

（軽微な変更）

第二十四条　法第三十七条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、法第三十一条第一項第二号及び第三号の工事の着手予定日又は完了予定日の変更とする。

（変更の許可の申請書の記載事項）

第二十五条　法第三十七条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（工事完了等の届出）

第二十六条　法第三十八条第一項の規定による雨水浸透阻害行為に関する工事の完了の届出は、別記様式第三の雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書を提出して行うものとする。

2　法第三十八条第一項の規定による雨水浸透阻害行為に関する工事の廃止の届出は、別記様式第四の雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書を提出して行うものとする。

	Ｒ　基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値（単位　一時間につきミリメートル。洪水到達時間は十分とする。）
	Ａ　行為区域の面積（単位　平方メートル）
二　（略）	
3　（略）	

（基準降雨の指定に関する細目）

第十一条　都道府県の長は、当該都道府県の区域内において特定都市河川及び特定都市河川流域が指定される場合（指定が変更される場合を含む。）においては、あらかじめ、当該特定都市河川の河川管理者及び当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者の意見を聴いた上で、法第三条第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の公示の日において、当該特定都市河川流域における基準降雨を定め、当該都道府県の公報に掲載しなければならない。この場合において、都道府県の長は、必要があると認めるときは、当該特定都市河川流域における降雨の特性を勘案し、当該特定都市河川流域を二以上の区域に区分して、それぞれの区域ごとに基準降雨を定めることができる。

2　（略）

（技術的基準の強化に関する細目）

第十二条　令第九条第一号の強化降雨は、その降雨強度値がいずれかの時間帯において同一時間帯における基準降雨の降雨強度値を超える降雨とし、法第十二条第一項の条例において、降雨強度値の十分ごとの推移を表により示すものとする。

2　（略）

（強化降雨の上限に関する細目）

第十三条　強化降雨は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものでなければならない。

一　当該強化降雨の降雨強度値がいずれの時間帯においても同一時間帯における流域水害対策計画において定められた都市洪水の発生を防ぐべき目標となる降雨の降雨強度値を超えないものであること。

二　当該強化降雨の降雨強度値がいずれの時間帯においても同一時間帯における流域水害対策計画において定められた都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨の降雨強度値を超えないものであること。

（軽微な変更）

第十四条　法第十六条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、法第十条第一項第二号及び第三号の工事の着手予定日又は完了予定日の変更とする。

（変更の許可の申請書の記載事項）

第十五条　法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（工事完了等の届出）

第十六条　法第十七条第一項の規定による雨水浸透阻害工事に関する工事の完了の届出は、別記様式第二の雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書を提出して行うものとする。

2　法第十七条第一項の規定による雨水浸透阻害工事に関する工事の廃止の届出は、別記様式第三の雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書を提出して行うものとする。